

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2014-129247(P2014-129247A)

【公開日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-037

【出願番号】特願2012-286503(P2012-286503)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/97 (2006.01)

A 6 1 Q 5/00 (2006.01)

A 6 1 Q 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/97

A 6 1 Q 5/00

A 6 1 Q 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月16日(2015.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒルガオ科アサガオカラクサ属植物(*Evolvulus*)の抽出物と、ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイインペティギノーサ (*Tabebuia impetiginosa*)樹皮抽出物とを含有することを特徴とする、毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項2】

アサガオカラクサ属植物がアサガオカラクサ (*Evolvulus alsinoides* L.)、シロガネカラクサ (*Evolvulus boninensis*)、マルバアサガオカラクサ (*Evolvulus rotundifolia*)、エボルプラス グロメラタス (*Evolvulus glomeratus*)、エボルプラス アルシノイデスバー グリセバチアヌス (*Evolvulus alsinoides* var *grisebachianus*)、エボルプラス ピロサス (*Evolvulus pilosus*)、エボルプラス アルブスキュラ カナス (*Evolvulus arbustus* sp. *Canus*)、エボルプラス ヌムラリアス (*Evolvulus nummularius*)、エボルプラス セリセウス バー ホロセリセウス (*Evolvulus serisceus* var *holosericeus*)の一種又は二種以上から選ばれることを特徴とする、請求項1に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項3】

アサガオカラクサ属植物の抽出物を、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0.001質量%～1質量%含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項4】

ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイインペティギノーサ (*Tabebuia impetiginosa*)樹皮抽出物を、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0.00001質量%～0.1質量%含有することを特徴とする、請求項1～3の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項5】

アサガオカラクサ属植物の抽出物とノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイインペティギノーサ樹皮抽出物とを、固形分の質量比50：1～1：50で含有することを特徴と

する、請求項 1 ~ 4 の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項 6】

育毛用であることを特徴とする、請求項 1 ~ 5 の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

本発明のアサガオカラクサ属植物の抽出物は、毛髪用の皮膚外用剤に含有させることにより、その育毛効果を發揮し、禿・薄毛・脱毛等の予防改善に優れている。本発明の毛髪用の皮膚外用剤における、アサガオカラクサ属植物の抽出物の好ましい含有量は、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0 . 0 0 0 1 質量 % ~ 1 質量 % であり、更に好ましくは0 . 0 0 1 質量 % ~ 0 . 5 質量 % である。これは、少なすぎると育毛効果が発揮されない場合があり、多すぎても効果が頭打ちになり他の処方成分の自由度を損なうことがあるからである。